

平成18年7月14日

工学研究所共同研究に関する内規

- 1 工学研究所共同研究は『工学研究所共同研究についての方針』のほか、この内規により取り扱う。
- 2 研究費の使途は研究を遂行上必要な経費とし、次のとおりとする。
 - (1) 研究用備品購入費
 - (2) 研究用図書購入費
 - (3) 研究用消耗品購入費
 - (4) 研究用調査費、旅費
 - (5) 研究用装置、資料、試料、ソフト等依頼作製時の謝金、アルバイト代
- 3 2-(4)の調査費、旅費については、原則として海外出張費は含まれない。また、旅費は、研究の実務を遂行するための旅費(現地調査費など)に限る。この目的に添って、学生の交通費として支出する事は可能とする。
- 4 工学研究所所報への研究成果の報告については、共同研究(A)は毎年10ページ、共同研究(B)は4ページとする。なお原稿の著作権については工学研究所に帰属するものとする。
- 5 共同研究終了後は産官学連携推進室等が紹介する学外向けの発表機会に出展するか、共同研究成果報告会として研究内容にふさわしい発表機会を申請書提出時に代表者が企画し、申請書に記載する。
- 6 この内規は平成19年度から適用する。